一般社団法人日本解剖学会著作権に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本解剖学会(以下、本会という)が有する著作権に関する基本的事 項を定める。

(用語)

- 第2条 この規程において用いる用語の定義は次の各号の通りとする。なお、著作権に関し、本規程に規 定されていない事項については日本国著作権法(以下、著作権法という)に拠るものとする。
- 1) 著作権 著作権法第21条から第28条までに規定されたすべての権利をいう。
- 2) 著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定された著作物をいう。
- 3) 著作者 著作権法第2条第1項第2号に定める著作物を創作する者をいう。

(著作権の帰属)

第3条 本会が編集または発行する著作物の著作権は、本会が定めた形式によって帰属されるものとする。これにより、著作者自身を著作権管理に関わる事項から解放、また著作物の周知性の向上を支援するなど、著作者の便益の拡大を図り、また本会が独立した団体として、企業やその他の団体または個人と著作権に関わる交渉ができるようにする。

(著作権の譲渡)

- 第4条 著作者から本会への著作権の譲渡は、著作者が本会の著作権に関する内容を確認し、著作権譲渡 同意に関する書類を添付の上、投稿または寄稿することによって成立する。
- 2 前項提出後、当該著作物が掲載不可となった場合は、その時点で前項は無効となる。

(著作権利用の許諾)

- 第5条 本会に帰属する著作権を利用する場合は、本会の許諾を必要とする。許諾は、原則として事前に 文書によるものとする。
- 2 著作者自身が、自分の用途のために自分の著作物の全部または一部を複製して利用する場合、主として商用(製薬会社の販促用資料等)を目的とする場合を除き前項の許諾を必要とせず、また、本会は原則的に異議の申し立てを行ったり妨げたりすることはしない。
- 3 著作者以外の個人または団体が、本会に帰属する著作権の全部または一部を主として商用目的に利用する場合、本会は別表にて定める使用料金の支払いを受けて許諾する。

(著作者の責任)

- 第6条 本会が編集または発行する著作物の内容については、その著作者自身が責任を負うものとする。
- 2 本会が編集または発行する著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合は、原則としてその著作者が責任を負いまたは処置するものとする。

(侵害排除等)

- 第7条 他人から著作権が侵害された場合は、本会が当該著作者と協力してその侵害を排除する等これを 処置する。
- 2 前項の著作者は、他人から著作権の侵害等を受けたことを知った場合は、速やかに本会に通知するものとする。

(既発行の著作物の取り扱い)

- 第8条 この規程の施行以前に本会が編集または発行した著作物についても、この規程を準用する。 (規程の改廃)
- 第9条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員に報告する。

附則

1. 本規程は平成31年3月27日より施行する。

別表1:紙等媒体を頒布して利用する場合の転載利用に係る使用料

利用部数	1~5,000部	5,001~10,000部	10,001~15,000部	15,001部以上
使用料 (1転載あたり)	60,000円+税	85,000円+税	110,000円+税	110,000円+税から5,000 部毎に25,000円+税ずつ 増加

別表2:資料等を上映・公衆送信して利用する場合の転載複製に係る使用料

利用部数	スライド・動画	ウェブサイト	アプリケーションソフトウェア
使用料(1年間)	95,000円+税	200,000円+税	500,000円+税
使用料(無期限)	120,000円+税	600,000円+税	500,000円+税

※転載した内容を含む資料、書籍を電子媒体 (CD、DVD等) にて配布もしくは販売する場合はコピープロテクトの処理を施すこと。あるいは、Web上でそれらの資料、書籍を公開する場合はダウンロードができない処理を施すこと。